

岩手県告示第641号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年8月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高力木工所
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東町3番24号
 - ウ 代表者の氏名 高橋力蔵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第4756号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月13日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年8月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高田組
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市足沢字米内295番地
 - ウ 代表者の氏名 高田則幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10005号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。